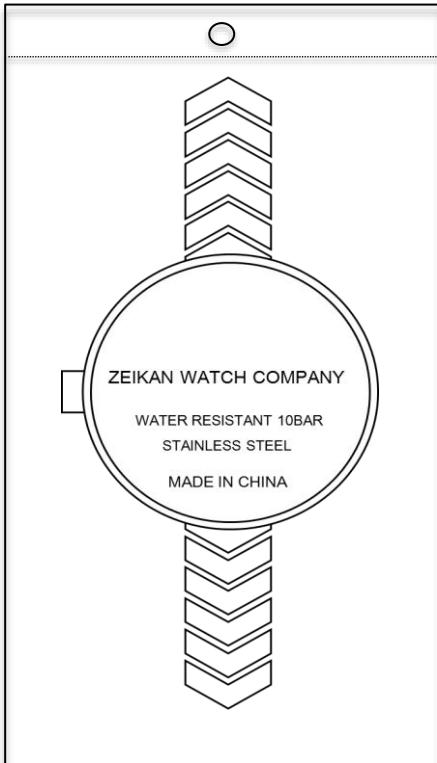


貨物	腕時計
概要	<p>中国で製造された腕時計の文字盤の裏側に、中国には存在しない日本の会社「ZEIKAN WATCH COMPANY」の社名及び中国製である旨の「MADE IN CHINA」が刻印されている。</p> <p>なお、本品は、提示の状態で小売販売される予定である。</p>
判定	原産地の誤認を生じさせる表示には該当しない。
誤認表示に該当しないと判断される理由	<p>時計には、日本国内に所在する会社名が記載されており、これは「貨物の原産地に所在しないと認められる会社の名称」に該当するが、時計が中国製であることが明確に表示されていることから、原産地の誤認を生じさせる表示には該当しない。</p> <p>ただし、略称を用いた「MADE IN ○○」という表示である場合には、真正な原産地を明確に表示しているとは言えない可能性がある(例えば、「○○」が「PRC」や「ROK」である場合には、真正な原産地を明確に表示しているとは言えない。このような場合には、「貨物の原産地に所在しないと認められる会社の名称」は、原産地の誤認を生じさせる表示に該当する。)。</p>
 <p>透明プラスチック袋に個包装</p>	
通達該当箇所	関税法基本通達 71-3-3(1)ただし書